

「平成 28 年 11 月改訂／資産税の取扱いと申告の手引」追録

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）の施行（平成 28 年 11 月 28 日）により本書の下記の箇所につき改正が行われましたのでご注意ください。（なお、本書の Web 版では、改正を織り込んでいます。）

	改正前	改正後
1073 ページ 第六節 1 行目	平成 31 年 6 月 30 日	平成 33 年 12 月 31 日
1081 ページ 第七節 1 行目	平成 31 年 6 月 30 日	平成 33 年 12 月 31 日
" 5 行目	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 3 月 31 日
" 7 行目	平成 28 年 10 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
"（注 2）の 1～2 行目	平成 31 年 6 月 30 日まで	平成 33 年 12 月 31 日まで
" 3～4 行目	平成 28 年 10 月 1 日～ 平成 29 年 9 月 30 日	平成 31 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日

・ 1081 ページ 〈非課税限度額〉の表

- ① 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10% である場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		省エネ等住宅	左記以外の住宅
改正前	改正後		
平成 28 年 10 月 1 日～ 平成 29 年 9 月 30 日	平成 31 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日	平成 32 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月 1 日～ 平成 31 年 6 月 30 日	平成 33 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 12 月 31 日	1,200 万円	700 万円

- ② 上記①以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		省エネ等住宅	左記以外の住宅
改正前	改正後		
平成 28 年 1 月 1 日～ 平成 29 年 9 月 30 日	平成 28 年 1 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日	平成 32 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月 1 日～	平成 33 年 4 月 1 日～	800 万円	300 万円

平成 31 年 6 月 30 日	平成 33 年 12 月 31 日		
------------------	-------------------	--	--

- ・ 1082 ページ (3) の表の「特例が受けられる場合」欄 (「新築住宅の取得等」「既存住宅の取得」「増改築等」の当該箇所)

改正前	改正後
平成 31 年 6 月 30 日までに締結	平成 33 年 12 月 31 日までに締結